

新型コロナウイルス感染症対策事業 中小・小規模事業者事業継続応援金のご案内

川内商工会議所では、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に大きな影響を受けている管内事業者の事業継続を下支えすることを目的とし、「新型コロナウイルス感染症対策事業 中小・小規模事業者事業継続応援金」(以下、「応援金」)を給付いたします。

応援金給付の対象者 (以下のすべてに該当する者)

- 川内商工会議所(以下、「会議所」)に加入している商工業者
申請時において未加入の商工業者にあつては会議所に加入の申込みをした者
- 申請時において、管内で3か月以上事業を営んでいる商工業者
- 中小企業基本法で定義されている中小企業者 ※ 農林水産業者は対象外

応援金給付の条件 (以下のいずれかに該当する者)

新型コロナウイルス感染症影響により

- 令和2年2月から令和2年5月のうち、前年の同月比で1か月の売上高が20%以上減少した月がひと月以上あること
- 創業などで、前年同月の売上高が無い事業者にあつては、給付申請の前月の売上高が、申請前月を含む最近3か月の平均売上高と比較して20%以上減少していること

応援金の額

1事業者あたり10万円 法人・個人事業者 同額 (1回限り) ※予算の範囲内での給付となります。

申請方法など

申請に必要な下記の書類を郵送または持参により申請してください。

※感染予防の3密(密閉・密集・密接)を避けるため、可能な限り郵送での申請をお願いします。

申請時期	令和2年5月1日(金)～令和2年6月30日(火) ※締切日前に予算の都合により締め切る場合があります。 ※新規入会者(非会員)の申請受付は、5月15日(金)～
申請書類	① 応援金申請書兼請求書(様式第1号) ② 売上減少の申告書兼誓約書(様式第2号) ③ 振込先金融機関の通帳の写し(通帳の表紙及び見開き1ページ目の写し) ◆新規に会員加入の申込みをする者は上記に加え ④ 営業確認書類 ※前年の確定申告書等(法人事業所は申告書別表1、個人事業所は申告書B第1表) ※創業者にあつては法人設立届又は開業届 ⑤ 会員加入申込書 ⑥ 会費等口座振替申込書

申請先

■川内商工会議所 〒895-0052 薩摩川内市神田町3番25号
TEL:0996-22-2267 FAX:0996-22-2269